

# 名古屋市福祉有償運送運営協議会について

## 1 設置目的

運営協議会は、道路運送法の規定に基づき、本市における福祉有償運送の必要性、旅客（利用者）から収受する対価その他の福祉有償運送を行うために必要となる事項について、関係団体、関係行政機関の委員が協議する会です。

## 2 協議事項

協議会は、次に掲げる事項に関して協議を行います。

- ① 福祉有償運送の登録、更新の申請、登録の変更をする場合における運送の必要性、旅客（対象者）から収受する対価に関する事項
- ② 合議の解除に関する事項
- ③ 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

## 3 協議会の構成員

協議会は委員の互選により会長を定め、委員は、次に掲げる方の内から依頼しています。

- ① 学識経験者
- ② 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体（タクシー事業者等）の代表者
- ③ 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体（タクシー運転手の労働組合等）の代表者
- ④ 福祉有償運送の利用者の代表者（障害者団体、介護保険事業者等）
- ⑤ ボランティア団体の代表者
- ⑥ 福祉有償運送を実施している団体の代表者
- ⑦ 関係行政機関の職員（中部運輸局職員、名古屋市健康福祉局職員等）

## 4 協議会の開催

協議会は、次に掲げる事由が生じた場合に必要かつ開催します。

- ① 福祉有償運送の登録申請が予定されているとき。
- ② 重大事故等福祉有償運送実施上の問題が生じたとき。
- ③ 福祉有償運送の適正実施のために必要と認めるとき。

## 5 協議会での合議事項

協議会において次に掲げる事項について合議されています。新規登録申請される団体

の方、更新申請される団体の方は留意してください。

- ① 運送の対価についてはタクシー料金の概ね1／2とする。真にやむを得ない事情があり、タクシー料金の概ね1／2を超える場合は、具体的な理由書を提出する。
- ② 運転者が第一種運転免許の保有者である場合は、「その効力が過去2年以内において停止されていない者」、第二種運転免許の保有者である場合は、「その効力が停止されていない者」であることを証明するため、運転者の「運転記録証明書」（自動車安全運転センター愛知県事務所長発行）を提出してください。